

浜松市企業のCSR活動表彰制度の見直しについて

	広げる	深める	繋がる
市民	○		
市民活動団体	○		○
事業者	☆	☆	○
市	○		○

1 目的

浜松市市民協働推進条例に定める、市民、市民活動団体、事業者及び市が協力、連携して公益の増進を図ることによる、豊かで活力のある市民主体の地域社会の実現のため、優れたCSR活動を実践する企業を表彰する。

2 制度の見直し

(1) 応募様式の見直し（「活動内容」及び「SDGsとの関連性」項目の追加）

(2) 賞の種類（市民協働奨励賞）の追加

優 秀 賞：特に優秀であると評価された受賞者（上限5社）

特 別 賞：特に先駆的又は斬新な活動を行った受賞者

市民協働奨励賞：ローカル活動部門のうち、地域の団体（自治会等）との協働による取組みの中で、地域からの評価も高く、特に他の模範となる取組みであると評価された受賞者

※3賞とも重複受賞はなし

3 運用の見直し

(1) NPO法人や企業等に表彰制度をメール等で周知

(2) 活動を開始して間もない取組みも応募ができる旨を募集チラシに掲載

(3) 受賞企業の声（写真付）を募集チラシやホームページに掲載

(4) 「ロゴマーク」に加え、「受賞年度、受賞名」の文字データを受賞企業に提供

4 令和元年度の実施概要

(1) 募集期間 9月5日（木）～10月31日（木）

(2) 応募対象 市内でCSR活動に取り組む市内に所在する企業又は事業所

(3) 部 門 2部門

・ローカル活動部門 地域的な社会的課題の解決に資する活動に積極的に取り組んでいる企業又は事業所

・ソーシャル活動部門 広域的又は総合的な社会的課題の解決に資する活動に積極的に取り組んでいる企業又は事業所

(4) 選考方法 市民協働推進委員会委員による選考を経て市長が決定

(5) 表彰方法 優秀賞、特別賞、市民協働奨励賞は市長から表彰。

その他の受賞者は市民部長から表彰。

5 スケジュール（予定）

令和元年 7月 市民協働推進委員会(7/8)、表彰実施要綱の改正、広報原稿依頼

8月 自治会へ他薦依頼（8/16総務部会、9/9理事会）

9月 募集開始（広報9月号、商工会議所・PSM・NPO・庁内等周知）

10月 募集締切

12月 審査会開催

令和2年 1月 受賞者の決定

2月 表彰式（優秀賞、特別賞、市民協働奨励賞は市長から表彰）